最 終 保 障 供 給 約 款

平成３０年6月１日実施

山口合同ガス株式会社

最終保障供給約款　目　次

Ⅰ　最終保障供給約款の適用 …… 1
　１．適　　用 …… 1
　２．最終保障約款の届出及び変更 …… 1
　３．用語の定義 …… 1
　４．日数の取り扱い …… 3

Ⅱ　使用の申し込み及び契約 …… 3
　５．使用の申し込み …… 3
　６．契約の成立及び変更 …… 3
　７．承諾の義務 …… 3
　８．ガスの使用開始日 …… 4
　９．名義の変更 …… 4
　１０．ガス使用契約の解約 …… 4
　１１．契約消滅後の関係 …… 5

Ⅲ　ガス工事 …… 5
　１２－１．ガス工事の申し込み …… 5
　１２－２．ガス工事の承諾義務 …… 6
　１３．ガス工事の実施 …… 6
　１４－１．内管工事に伴う費用の負担 …… 7
　１４－２．本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担 …… 8
　１５．工事費等の申し受け及び精算 …… １０

Ⅳ　検針及び使用量の算定 …… １０
　１６．検　　針 …… １０
　１７．計量の単位 …… １１
　１８．使用量の算定 …… １１
　１９．使用量のお知らせ …… １２

Ⅴ　料金等 …… １２
　２０．料金の適用開始 …… １２
　２１．支払期限 …… １２
　２２．料金の算定及び申し受け …… １３
　２３．単位料金の調整 …… １３
　２４．料金の精算等 …… １４
　２５．保証金 …… １５
　２６．料金又は延滞利息の支払方法 …… １５
　２７－１．料金又は延滞利息の口座振替 …… １５
　２７－２．料金又は延滞利息のクレジットカード払い …… １５
　２８．料金又は延滞利息の払込み …… １５
　２９．料金又は延滞利息の当社への支払日 …… １６
　３０．延滞利息 …… １６
　３１．料金又は延滞利息の支払順序 …… １６
　３２．工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法 …… １６

Ⅵ 供　　給 …… １６
３３．供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性 …… １６
３４．供給又は使用の制限等 …… １７
３５．供給停止 …… １７
３６．供給停止の解除 …… １８
３７．供給制限等の賠償 …… １８

Ⅶ 保　　安 …… １８
３８．供給施設の保安責任 …… １８
３９．周知及び調査義務 …… １８
４０．保安に対するお客さまの協力 …… １９
４１．お客さまの責任 …… １９
４２．供給施設等の検査 …… ２０

Ⅷ その他 …… ２０
４３．使用場所への立ち入り …… ２０

付　則
１．この最終保障約款の実施期日 …… ２０

別　表
（別表第１）　供給区域 …… ２１
（別表第２）　本支管工事費の当社の負担額 …… ２８
（別表第３）　本支管及び整圧器 …… ２９
（別表第４）　ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式 …… ２９
（別表第５）　最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式 …… ３０
（別表第６）　適用する料金表 …… ３０
（別表第７）　税抜料金の日割計算（１） …… ３２
（別表第８）　税抜料金の日割計算（２） …… ３２
（別表第９）　標準熱量より２パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式 …… ３３
（別表第10）　燃焼速度・ウォッベ指数 …… ３３

最終保障供給約款

Ⅰ　最終保障供給約款の適用

１．適　　用

（１）当社が、ガス事業法第２条第５項に規定される最終保障供給（以下「最終保障供給」といいます。）を行う場合のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この最終保障供給約款（以下「この最終保障約款」といいます。）によります。なお、最終保障供給とは、当社を含むいずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての交渉が成立しないお客さま等に対し、この最終保障約款に基づき当社がガスを小売供給することをいいます。

（２）この最終保障約款は、別表第１の供給区域に適用いたします。

（３）この最終保障約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの最終保障約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

２．最終保障約款の届出及び変更

（１）この最終保障約款は、ガス事業法の規定に基づき中国経済産業局長に届け出たものです。

（２）当社は、ガス事業法の規定に基づき中国経済産業局長に届け出て、この最終保障約款を変更することがあります。その場合、料金その他の供給条件は、変更後の最終保障供給約款によります。

（３）当社は、この最終保障約款を変更する場合は、当社ホームページ、支店及び営業所（以下「事業所等」といいます。）において、この最終保障約款を変更する旨、変更後の最終保障供給約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

３．用語の定義

この最終保障約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

― 熱量 ―

（１）「熱　　量」…　摂氏０度及び圧力１０１．３２５キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス１立方メートルの総熱量をいいます。

　お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

（２）「標準熱量」…　（１）の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

（３）「最低熱量」…　お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

― 圧力 ―

（４）「圧　　力」…　ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

（５）「最高圧力」…　お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

（６）「最低圧力」…　お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

― ガス工作物 ―

（７）「ガス工作物」…　ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（（９）から（１８）までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

― 供給施設 ―

（８）「供給施設」…　ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

― 導管 ―

（９）「本 支 管」…　原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第４条第２項に定める普通自動車の通行が可能であること

② 建築基準法第４２条に定める基準相当を満たすものであること

③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと

④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること

⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

(10)「供 給 管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(11)「内　　管」… (10) の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

(12)「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

― 導管以外の供給施設 ―

(13)「整 圧 器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(14)「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(15)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(16)「マイコンメーター」… マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

(17)「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。

(18)「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

― 消費機器 ―

(19)「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

― その他の定義 ―

(20)「ガスメーターの能力」… 当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。

(21)「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(22)「検　　針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。

(23)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(24)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(25)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」･･･基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第 63 条の２の規定に基づき記載するものです。

(26)「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」･･･基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

(27)「４６メガジュール地区」… 標準熱量４６メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

(28)「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、１構内をなすものは１構内を、また、１建物をなすものは１建物を１需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

①マンション等１建物内に２以上の住戸がある住宅

各１戸が独立した住居と認められる場合には、各１戸を１需要場所といたします。
なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。
イ　各戸が独立的に区画されていること
ロ　各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
ハ　各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他
１構内又は１建物に２以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を１需要場所といたします。

③施設付住宅
１建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(29)「ガス小売供給に係る無契約状態」…　お客さまが５(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。

なお、当社は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

４．日数の取り扱い

この最終保障約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

Ⅱ　使用の申し込み及び契約

５．使用の申し込み

（１）最終保障供給を希望する方は、あらかじめこの最終保障約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。

（２）申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

（３）申し込みの受付場所は、当社の事業所等といたします。

６．契約の成立及び変更

（１）この最終保障約款に基づくガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、当社が５（１）のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。

（２）お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、最終保障供給によるガスの使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、（１）にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

（３）当社は、１需要場所について１つのガス使用契約を締結いたします。

７．承諾の義務

（１）当社は、５（１）のガス使用の申し込みがあった場合には、（２）の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、（３）から（５）の場合を除きます。

（２）お客さまの資産となる３（10）の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定めるガス工事約款によるものとします。

（３）当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合

（4）当社は、申込者が当社との他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

（5）当社は、申込者に対し２５の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

（6）当社は、（2）から（5）によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

８．ガスの使用開始日

当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、３（29）のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。

① ガス小売事業者（当社を含みます。）からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する１６（1）の定例検針日の翌日。
ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。

② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び３６の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。

９．名義の変更

（1）最終保障供給を受けようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義を変更していただきます。

（2）（1）の場合において、前に使用されていたお客さまのガス使用契約が消滅している場合には、５（1）の規定によって申し込んでいただきます。

１０．ガス使用契約の解約

（1）引越し（転出）等の理由による解約

① お客さまが、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。
ただし、特別の理由なくして当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。

② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。

なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに３５の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。

（2）ガス小売事業者への契約切替えによる解約

お客さまがガス使用契約を解約し、新たにガス小売事業者（当社を含みます。）からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。

当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日とします。

（3）当社は、７（３）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。

（4）当社は、３５の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に１５日間及び５日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも２回予告いたします。

１１．契約消滅後の関係

（1）ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、１０の規定によってガス使用契約が解約されても消滅いたしません。

（2）当社は、１０の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ　ガス工事

当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。

１２－１．ガス工事の申し込み

（1）ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方は、当社が別途定めるガス工事約款に基づき、当社にガス工事の申し込みをしていただきます（１３（1）ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。

（2）(1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。

（3）建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、お客さまのため、(1) のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

（4）ガスメーターの決定、設置

① 当社は、(1) の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの１時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。

② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。

イ　オーブン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの

ロ　暖房機器又は温水機器等がそれぞれ２個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとします。）

③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。

④ 当社は、１需要場所につきガスメーター１個を設置いたします。なお、当社が特別の事情があると

判断したときには、１需要場所につきガスメーターを２個以上設置することがあります。

⑤　当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。

１２－２．ガス工事の承諾義務

（１）当社は、１２－１（1）のガス工事の申し込みがあった場合には、(2) に規定する場合を除き、承諾いたします。

（２）当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

①　ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合

②　申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合

③　その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合

（３）当社は、（２）によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。

１３．ガス工事の実施

－　ガス工事の施工者等　－

（１）ガス工事は、当社が施工いたします。ただし、（２）に定める工事は、承諾工事人に施工させることができます。

（２）ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で０．１メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が１６立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。

①　フレキ管を配管してガス栓を増設する工事

②　フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事

③　継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事

④　継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事

⑤　ガス栓のみを取り替える工事

⑥　①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事

（３）お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又はお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

―　気密試験等　―

（４）当社が施工した内管及びガス栓を当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

（５）承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。

（６）承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は（５）の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設へのガスの供給をお断りすることがあります。

― 供給施設等の設置承諾 ―

（7）当社は、３（10）の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地及び建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても当社は責任を負いません。

（8）当社が、お客さまのために私道に導管を埋設する場合には、当社はあらかじめ私道所有者等からの承諾を得るものとし、お客さまはこれに協力していただきます。

（9）当社は、当社又は承諾工事人が供給施設を設置した場合、門口等、３（10）の境界線内に当社所定の標識を掲げさせていただきます。

１４－１．内管工事に伴う費用の負担

― 供給施設の所有区分と工事費 ―

（1）内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

（2）内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（（4）（6）（8）において同じ。）。

（3） 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価（ただし、②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、１ｍ当たり、１個当たり又は１箇所当たり等で表示いたします。なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所等に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は､倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

② 次の各号に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する工事

（4）お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

（5）（4）に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

（6）お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

（7）（6）に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

（8）お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

（9）（8）に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまにご負担していただきます。

ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。

(11) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。

ただし、お客さまの依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまにご負担していただきます。

― 工事材料の提供と工事費算定 ―

(12) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。

お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまにご負担していただきます。

② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）をお客さまにご負担していただきます。

③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

― 修繕費の負担 ―

(13) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）はお客さまにご負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

１４－２．本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

― 工事負担金 ―

（1）本支管及び整圧器（１４－１（6）の整圧器を除きます。）は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。ただし、当社の負担額が一般ガス導管事業の円滑な事業運営に支障を及ぼす場合には、別途協議させていただきます。（(3)（6）（8）（9）において同じ。）なお、当社が設置した本支管及び整圧器（１４－１（6）の整圧器を除きます。）は、当社が他のお客さまへのガス供給のためにも使用いたします。

① ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合においてお客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第３に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといたします。）が別表第２の当社の負担額を超えるとき

は、その差額

② ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のものの材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものといたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第２の当社の負担額を超えるときは、その差額

③ ガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第２の当社の負担額を超えるときは、その差額

― 複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定 ―

（2）複数のお客さまからガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、その複数のお客さまと協議のうえ、１つの工事として取り扱うことがあります。

（3）（2）の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第２の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれのお客さま別に割り振り、算定いたします。

（4）（2）の「１つの工事」とは、同時になされた全てのお客さまの申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。

（5）複数のお客さまから共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申し込みを１つの申し込みとして取り扱うことがあります。

（6）（5）の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第２の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。この工事負担金は、それぞれのお客さまごとの算定を行いません（(8)、(9) において同じ。）。

（7）建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、（5）の申し込みがあったものとして取り扱います。

（8）（7）の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第２の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。

― 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 ―

（9）当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに３年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。

ただし、既築の建物が予定される区画数に対して５０パーセント以上ある場合を除きます。

② 申し込みによるガスの使用予定者への供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事が、３年経過後のガスの使用予定者についての別表第２の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、３年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の５０パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その３０パーセント以上とすることができます。

③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けたときに３年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。

１５．工事費等の申し受け及び精算

（1）当社は、１４－１の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。

（2）当社は、１４－２の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（１４－１（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。

（3）当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に１４－１及び１４－２の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を全額申し受けます。

（4）当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。

① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき

② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき

③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものといたします。）又は労務費に著しい変動があったとき

④ その他工事費等（消費税等相当額を含むものといたします。）に著しい差異が生じたとき

Ⅳ 検針及び使用量の算定

１６．検　　針

― 検針の手順 ―

（1）当社は、あらかじめ定めた日に毎月１度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。

① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。

② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

（2）当社は、（1）の定例検針日以外に次の日に検針を行います。

① ８②に規定するガスの使用開始日

② １０（1）から（3）の規定により解約を行った日

③ ３５の規定によりガスの供給を停止した日

④ ３６の規定によりガスの供給を再開した日

⑤ ガスメーターを取り替えた日

⑥ ８①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日）の前日

⑦ その他当社が必要と認めた日

― 検針の省略 ―

（3）当社は、お客さまが８なお書、８①ただし書及び８②に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が３日（２１（3）に規定する休日を除きます。）以下の場合は、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。

（4）当社は、ガス使用契約が１０（1）又は１０（2）の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が２日（２１（3）に規定する休日を除きます。）以下の場合は、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとすることがあります。

（5）当社は、（2）③の供給停止に伴う検針日から（2）④の供給再開に伴う検針日までの期間が５日（２１（3）に規定する休日を除きます。）以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとする

ことがあります。
（6）当社は、お客さまの不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

１７．計量の単位

（1）使用量の単位は、立方メートルといたします。
（2）検針の際の小数点第１位以下の端数は読みません。
（3）１８（9）又は（12）の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第１位以下の端数は切り捨てます。

１８．使用量の算定

（1）当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。
なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
また、８なお書及び８①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。
（2）（1）の「検針日」とは、次の日をいいます（(3)、（7）及び２１（1）において同じ。）。
① １６（1）及び（2）（ただし、⑤を除きます。）の日であって、検針を行った日
② １８（4）から（7）までの規定により使用量を算定した日
③ １８（8）の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日
（3）（1）の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。
① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（②及び③の場合を除きます。）
② ８②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は３６の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
③ ３５の規定によりガスの供給を停止した日に３６の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

― お客さまが不在の場合の使用量算定等 ―

（4）当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします（なお、8①（ただし書の場合を除く。）に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、当社が保有する託送供給に係る検針値を用いて同様に使用量を算定いたします。）。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

Ｖ２＝ Ｍ２－ Ｍ１－ Ｖ１

（備　考）
Ｖ１＝推定料金算定期間の使用量
Ｖ２＝翌料金算定期間の使用量
Ｍ１＝推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値
Ｍ２＝翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

（5）（4）で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。
① Ｖ２＝（Ｍ２－ Ｍ１）×１／２　（小数点第１位以下の端数は切り上げます。）
② Ｖ１＝（Ｍ２－ Ｍ１）－Ｖ２

（備　考）
Ｖ１＝推定料金算定期間の使用量

Ｖ２＝翌料金算定期間の使用量
Ｍ１＝推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値
Ｍ２＝翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

（６）当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなときには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなときは、その月の使用量は０立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

（７）当社は、８①ただし書及び８②に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は０立方メートルといたします。

― 災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 ―

（８）当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、（４）から（７）に準じて算定いたします。

なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10) 又は (11) に準じて使用量を算定し直します。

（９）当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前３か月分を超えない範囲内で、別表第４の算式により使用量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前３か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

(11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難な場合には、その料金算定期間の使用量は (10) の基準により算定することがあります。

なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。

(12) 当社は、３３(３)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第５の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

１９．使用量のお知らせ

当社は、１８の規定により使用量を算定したときは、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。

Ｖ 料金等

２０．料金の適用開始

料金は、８のガスの使用開始日又は３６の規定により供給を再開した日から適用いたします。

２１．支払期限

（１）お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。

① 検針日（１６（２）①、④、⑥、及び１８（８）を除きます。）

② １８（９）、(10) 又は (11) 後段の規定（（８）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日

③ １８（８）前段又は (11) 前段の規定（（８）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、１９により使用量をお知らせした日

（2）料金は、（3）に定める支払期限日までにお支払いいただきます。
（3）支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目が、休日（日曜日、銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日及び８月１３日、８月１４日、８月１５日、８月１６日ならびに１２月１日をいい、以下同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

２２．料金の算定及び申し受け

―　料金　―

（1）当社は、（2）により算定された税抜料金に消費税等相当額を加えたものを、料金としてお支払いいただきます。

―　税抜料金の算定方法　―

（2）当社は、別表第６の料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は２３の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、１９の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の税抜料金を算定いたします。ただし、１２－１（4）④の規定により、お客さまが１需要場所に２個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを１個として、税抜料金を算定いたします（（5）及び（6）の場合も同様といたします。）。

―　料金算定期間及び日割計算　―

（3）当社は、（4）の規定により税抜料金の日割計算を行う場合を除き、１料金算定期間を「１か月」として税抜料金を算定いたします。
（4）当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の税抜料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が３６日以上となった場合を除きます。
① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が２４日以下又は３６日以上となった場合
② ８なお書、８①ただし書及び８②の場合で、料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった場合
③ １０（1）から（3）の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった場合
④ ３５の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった場合（１６（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
⑤ ３６の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった場合（１６（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
⑥ ３４（1）の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
（5）当社は、（4）①から⑤までの規定に基づき税抜料金の日割計算をする場合は、別表第７によります。
（6）当社は、（4）⑥の規定に基づき税抜料金の日割計算をする場合は、別表第８によります。

―　端数処理　―

（7）当社は、税抜料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

―　適用料金の事前のお知らせ　―

（8）当社は、毎月の料金について適用する基本料金（税抜）及び単位料金（基準単位料金（税抜）又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

２３．単位料金の調整

（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又

は下回る場合は、次の算定式により別表第６の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して税抜料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６の２（２）のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）＋０．１０３円×原料価格変動額／１００円

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）－０．１０３円×原料価格変動額／１００円

（備　考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨てます。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

７５，６５０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第６の２の（２）に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格

＝　トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９７４９

＋　トン当たりブタン平均価格×０．０２７２

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、当社ホームページ、事業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算定式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

２４．料金の精算等

（１）当社は、１８(５)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。

（２）当社は、すでに料金としていただいた金額と１８(９)、(10)、(11) の規定により算定した使用量に基づいた料金とに差額が生じた場合には、これを精算いたします。

（３）当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、３３(２)で定める標準熱量より２パーセントを超えて低い場合には、別表第９の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果１円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

２５．保証金

（１）当社は、５（１）の申し込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の３か月分（お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前３か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。

（２）保証金の預かり期間は、預かり日から、契約終了もしくは解約の日以降６０日目までといたします。

（３）当社は、保証金について利息を付しません。

（４）当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後５日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

（５）当社は、預かり期間経過後、又は１０の規定により契約が消滅したときは、保証金（（４）に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。

２６．料金又は延滞利息の支払方法

料金又は延滞利息（３０の規定による延滞利息をいい、以下同様とします。）は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。また、３６①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

２７－１．料金又は延滞利息の口座振替

（１）料金又は延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。

（２）お客さまは、料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。

（３）料金又は延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。

（４）料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金又は延滞利息を、既にガスをお使いのお客さまは口座振替申し込み時点の支払方法であるクレジットカード払い又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。

２７－２．料金又は延滞利息のクレジットカード払い

（１）お客さまは、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。

（２）お客さまは、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。

（３）料金又は延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金又は延滞利息を、既にガスをお使いのお客さまはクレジットカード払い申し込み時点の支払方法である口座振替又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。

２８．料金又は延滞利息の払込み

お客さまは、料金又は延滞利息を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

① 当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）

② 当社の事業所等

２９．料金又は延滞利息の当社への支払日

（１）当社は、お客さまが料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

（２）当社は、お客さまが料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

（３）当社は、お客さまが料金又は延滞利息を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

３０．延滞利息

（１）お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われている場合で、当社の都合により料金を支払期限の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して１０日以内に支払われた場合

（２）延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。

算定の対象となる税抜料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
×０．０２７４パーセント（１円未満の端数切り捨て）

（３）延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

（４）延滞利息の支払義務は、３１および３５①の適用にあたっては、（３）の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。

（５）延滞利息の支払期限日は、（３）の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

３１．料金又は延滞利息の支払順序

料金又は延滞利息（この最終保障約款に基づかない当社とのガスの供給及び使用に関する契約の料金を含みます。）は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

３２．工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

① 当社が指定した金融機関等

② 当社の事業所等

Ⅵ 供 給

３３．供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

（１）当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示すもので、別表第１０の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。

（２）供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は１３Ａですので、消費機器は１３Ａとされている消費機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量 …… ４６メガジュール
最低熱量 …… ４４メガジュール

圧　力　最高圧力　…… ２．５キロパスカル
　　最低圧力　…… １．０キロパスカル
燃焼性　最高燃焼速度　…… ４７
　　最低燃焼速度　…… ３５
　　最高ウォッベ指数　…… ５７．８
　　最低ウォッベ指数　…… ５２．７
　　ガスグループ　…… １３Ａ
　　燃焼性の類別（旧呼称）…… １３Ａ

（3）当社は、（2）に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

（4）当社は、（2）に規定するガスの熱量等及び(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

３４．供給又は使用の制限等

（1）当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

① 災害等その他の不可抗力による場合
② ガス工作物に故障が生じた場合
③ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
④ 法令の規定による場合
⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（４０（１）の処置をとる場合を含みます。）
⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合

（2）当社は、３３（2）に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び（1）の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

３５．供給停止

当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に１５日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

① 支払義務発生日の翌日から起算して５０日（支払義務発生の翌日から起算して５０日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合
② 当社との他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
③ この最終保障約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合
④ ４３各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合

⑤　ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
⑥　３（10）の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合
⑦　４０（５）及び４１（４）の規定に違反した場合
⑧　その他この最終保障約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

３６．供給停止の解除

（１）３５の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

①　３５①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合
②　３５②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金及び延滞利息でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合
③　３５③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

（２）　当社は、供給の再開は原則として午前９時から午後７時の間（休日は、午前９時から午後５時の間）に速やかに行います。

３７．供給制限等の賠償

当社が１０（４）、３４又は３５の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

Ⅶ　保　　安

３８．供給施設の保安責任

（１）内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、お客さまの資産となる３（10）の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

（２）当社は、ガス事業法令の定めるところにより、（１）の供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

（３）当社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。

なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

（４）お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

３９．周知及び調査義務

（１）当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。

（２）当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお

知らせいたします。
（3）当社は、（2）のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。
（4）ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、（1）から（3）の周知及び調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
（5）当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

４０．保安に対するお客さまの協力

（1）お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
（2）当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにしていただく場合があります。
　供給又は使用の状態が復旧しないときは、（1）の場合に準じて当社に通知していただきます。
（3）お客さまは、３８（3）及び３９（2）のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
（4）当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
（5）当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは３３（2）に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
（6）お客さまは、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
（7）当社は、必要に応じてお客さまの３（10）の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

４１．お客さまの責任

（1）お客さまは、３９（1）の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。
（2）お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。
（3）お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまにご負担していただきます。
（4）お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
　① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
　② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
　③ ３３（2）に規定する供給ガスに適合するものであること
　④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
　⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること
（5）ガス事業法第 62 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
　① 一般ガス導管事業の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
　② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協

力しなければならないこと

③　改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること

４２．供給施設等の検査

（1）お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。（2）において同じ。）をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。

（2）お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び３（15）に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまにご負担していただきます。

（3）当社は、（1）及び（2）に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

（4）お客さまは、当社が（1）及び（2）に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

Ⅷ　その他

４３．使用場所への立ち入り

当社は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

①　検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
②　供給施設の検査及び消費機器の調査のための作業
③　当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
④　１０（1）から（4）の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
⑤　３４又は３５の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
⑥　ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業
⑦　その他保安上の理由により必要な作業

付　則

１．この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、平成３０年６月１日から実施いたします。

（別表第１）供給区域

行政市	町　名
山口県下関市 （下関市本庁地区）	みもすそ川町・壇之浦町・本町一丁目～四丁目・阿弥陀寺町・中之町・唐戸町・赤間町・宮田町一丁目～二丁目・幸町・貴船町一丁目～四丁目・椋野町一丁目～三丁目・山の口町・上田中町一丁目～八丁目・名池町・田中町・南部町・観音崎町・あるかぽーと・岬之町・入江町・西入江町・細江町一丁目～三丁目・細江新町・豊前田町一丁目～三丁目・丸山町一丁目～五丁目・春日町・関西町・関西本町・長崎本町・長崎新町・長崎中央町・笹山町・上条町・長崎町一丁目・桜山町・神田町一丁目～二丁目・東神田町・西神田町・山手町・中央町・元町・向山町・東向山町・栄町・向洋町一丁目～三丁目・羽山町・後田町一丁目～五丁目・石神町・幡生町一丁目～二丁目・幡生本町・幡生新町・幡生宮の下町・生野町一丁目～二丁目・宝町・三河町・大学町一丁目～五丁目・山の田北町・山の田東町・山の田本町・山の田中央町・山の田南町・山の田西町・武久町一丁目～二丁目・武久西原台・汐入町・金比羅町・大坪本町・藤附町・大平町・筋川町・西大坪町・南大坪町・筋ヶ浜町・上新地町一丁目～五丁目・新地西町・新地町・今浦町・伊崎町一丁目～二丁目・長門町・竹崎町一丁目～四丁目・大和町一丁目～二丁目・東大和町一丁目～二丁目・卸新町・椋野上町・藤ヶ谷町・新椋野一丁目～三丁目・大字椋野・大字藤ヶ谷
（下関市彦島地区）	彦島海士郷町・彦島老町一丁目～三丁目・彦島老の山公園・彦島本村町一丁目～七丁目・彦島竹ノ子島町・彦島西山町一丁目～五丁目・彦島迫町一丁目～七丁目・彦島緑町・彦島江の浦町一丁目～九丁目・彦島杉田町一丁目～二丁目・彦島弟子待東町・彦島弟子待町一丁目～三丁目・彦島桜ヶ丘町・彦島山中町一丁目～二丁目・彦島角倉町一丁目～四丁目・彦島向井町一丁目～二丁目・彦島田の首町一丁目～二丁目・彦島塩浜町一丁目～四丁目・彦島福浦町一丁目～三丁目・大字彦島
（下関市川中地区）	綾羅木新町一丁目～四丁目・綾羅木本町一丁目～九丁目・綾羅木南町一丁目～三丁目・古屋町一丁目～二丁目・垢田町一丁目～五丁目・新垢田東町一丁目～二丁目・新垢田西町一丁目～四丁目・新垢田南町一丁目～三丁目・新垢田北町・稗田町・稗田西町・稗田南町・稗田北町・稗田中町・川中本町・川中本町一丁目～二丁目・伊倉町一丁目～三丁目・伊倉本町・伊倉東町・伊倉新町一丁目～五丁目・川中豊町一丁目～七丁目・熊野西町・熊野町一丁目～三丁目・大字伊倉・大字垢田・大字綾羅木・大字延行・大字有富・大字石原
（下関市勝山地区）	秋根本町一丁目～二丁目・秋根東町・秋根西町一丁目～二丁目・秋根南町一丁目～二丁目・秋根北町・一の宮町一丁目～五丁目・勝谷新町一丁目～四丁目・田倉御殿町一丁目～二丁目・形山みどり町・秋根新町・一の宮学園町・一の宮本町一丁目～二丁目・一の宮住吉町一丁目～三丁目・前勝谷町・一の宮卸本町・大字秋根・秋根上町一丁目～三丁目・大字楠乃・一の宮東町一丁目～三丁目・楠乃一丁目～五丁目・大字勝谷・東勝谷・大字田倉・大字形山・形山町

行政市	町　名
（下関市安岡地区）	梶栗町一丁目～五丁目・富任町一丁目～八丁目・安岡駅前一丁目～二丁目・安岡本町一丁目～三丁目・安岡町一丁目～八丁目（ただし、安岡町六丁目のうち旧大字福江を除く）・横野町一丁目～四丁目・大字蒲生野・大字富任・大字安岡・大字横野
（下関市長府地区）	前田一丁目～二丁目・長府高場町・長府向田町・長府浜浦町・長府浜浦南町・長府野久留米町・長府外浦町・長府黒門東町・長府黒門南町・長府羽衣町・長府松原町・長府新松原町・長府宮崎町・長府東侍町・長府侍町一丁目～二丁目・長府川端一丁目～二丁目・長府南之町・長府惣社町・長府古江小路町・長府中浜町・長府土居の内町・長府中之町・長府金屋町・長府金屋浜町・長府宮の内町・長府逢坂町・長府亀の甲一丁目～二丁目・長府紺屋町・長府安養寺一丁目～四丁目・長府珠の浦町・長府三島町・長府中土居本町・長府中土居北町・長府印内町・長府前八幡町・長府八幡町・長府古城町・長府中六波町・長府豊浦町・長府中尾町・長府豊城町・長府満珠町・長府満珠新町・長府四王司町・長府新四王司町・長府港町・長府江下町・長府松小田本町・長府松小田中町・長府松小田東町・長府松小田西町・長府松小田南町・長府松小田北町・長府扇町・長府才川一丁目～二丁目・千鳥ヶ丘町・長府羽衣南町・長府日の出町・ゆめタウン・大字前田・大字高畑・大字豊浦村・長府黒門町・長府浜浦西町・大字松小田・大字才川
（下関市王司地区）	亀浜町・千鳥浜町・乃木浜一丁目～三丁目・王司本町一丁目～六丁目・王司川端一丁目～三丁目・王司南町・王司上町一丁目～五丁目・王司神田一丁目～六丁目（ただし王司神田四丁目のうち旧大字員光を除く）・東観音町・西観音町（ただし旧大字員光を除く）・大字宇部・大字神田
（下関市清末地区）	清末陣屋・清末西町一丁目～三丁目・清末五毛一丁目・清末本町・清末中町一丁目～二丁目・清末鞍馬一丁目～五丁目・赤池町（ただし旧大字山田および旧大字河内を除く）・清末大門・清末千房一丁目～三丁目 大字清末（ただし字大新田川向ノ一、大新田川向ノ二、大新田川向ノ三、大新田川向ノ四、大新田一ノ割、大新田二ノ割、大新田三ノ割、大新田四ノ割、大原川東、大原川西、溝口彦右ェ門啓、孫右ェ門啓、初右ェ門啓、北彦右ェ門啓、南彦右ェ門啓、大原新田、五助啓、伴助啓、三角、平右ェ門啓、新小啓一ノ川東、新小啓二ノ川東、新小啓一ノ川西、新小啓二ノ川西、外与右ェ門啓、内与右ェ門啓を除く）
（下関市小月地区）	小月本町一丁目～二丁目・小月駅前一丁目・小月西の台・小月宮の町・小月小島一丁目～二丁目・小月公園町・小月市原町・小月杉迫一丁目～二丁目・小月茶屋一丁目～三丁目
山口県山陽小野田市 （山陽小野田市本山地区）	浜河内
（山陽小野田市赤崎地区）	刈屋西条・刈屋中村・刈屋上条・木戸大鼻・木戸中の町・木戸新町・波瀬の崎・波瀬一丁目・須恵西・上の台・松角・須恵東・大学通り一丁目・須田ノ木・東須田ノ木・笹尾東・笹尾西・赤崎一丁目～四丁目・新沖一丁目～三丁目

行政市	町　名
（山陽小野田市須恵地区）	住吉本町一丁目～二丁目･中央一丁目～四丁目･セメント町･須恵一丁目～三丁目･平成町･野来見･古開作･南竜王町･北竜王町･桜ヶ丘･叶松第１･叶松一丁目～二丁目･南若山･北若山･奥若山･老人ホーム･丸河内第１～第３･心和園･港町･東住吉町･小野山･小野田港･小野田セメント
（山陽小野田市小野田地区）	栄町･中川一丁目～六丁目･稲荷町･千代町一丁目～二丁目･高栄一丁目～三丁目･労災病院･長寿園･南中川町･硫酸町･日産第１･目出新町･目出･目出湖畔町･目出文化町･目出緑町･目出幸町･亀の甲･旦西･旦東･自由ヶ丘団地･東沖
（山陽小野田市高泊地区）	船越･青葉台･烏帽子岩･大塚･大塚団地･神帆町・大字西高泊郷の一部（小野田ニューハイム及び取付道より北東側）
（山陽小野田市高千帆地区）	日の出一丁目～四丁目･新生一丁目～三丁目･旭町一丁目･旭町・横土手・市立病院・平原・柿の木坂一丁目～三丁目・平生町･高須･新生町第１･下木屋･上木屋･石井手一丁目・石井手第２･浜田町･楠山一丁目～三丁目･楠山東･楠山中･楠山西･高千帆台・高千帆一丁目～二丁目（ただし、高千帆二丁目のうち大字千崎の一部を除く）
山口県宇部市 （宇部市供給区域）	大字東須恵のうち甲の割、乙の割、丙の割、丁の割、戊の割、己の割、庚の割、辛の割、壬の割、癸の割、長沢、沖長沢、中長沢、長沢新開、小中原、北上梅田、上梅田、若山、岡田屋 芝中町・東芝中町・松山町一丁目～五丁目・昭和町一丁目～四丁目・明治町一丁目～二丁目・東新川町・常藤町・錦町・港町一丁目～二丁目（一丁目のうち 13・15 の一部を除く）・寿町一丁目～三丁目・常盤町一丁目～二丁目・新天町一丁目～二丁目・東本町一丁目～二丁目・松島町・相生町・新町・中央町一丁目～三丁目・上町一丁目～二丁目・西本町一丁目～二丁目・西中町・助田町のうち 10 の一部・11 を除く・居能町一丁目～三丁目（一丁目のうち 10 を除く）・文京町・幸町・恩田町一丁目～五丁目・草江一丁目～四丁目（二丁目のうち草江・濱ノ上・下夕山、三丁目のうち草江・濱ノ上・下夕山・蔵本・西河内、四丁目のうち下夕山・蔵本下・蔵本・西河内・西河内下・横山を除く）・五十目山町・神原町一丁目～二丁目・笹山町一丁目～二丁目・岬町一丁目～三丁目（三丁目のうち横山･西河内下･句寄下･八王子を除く）・末広町・八王子町・琴芝町一丁目～二丁目・朝日町・若松町・鵜の島町・南浜町一丁目～二丁目・東小羽山町一丁目～五丁目（三丁目のうち１の一部を除く、五丁目のうち 1～4 の一部を除く）・南小羽山町一丁目～三丁目・北小羽山町一丁目～二丁目・北小羽山四丁目のうち１の一部・明神町一丁目～三丁目・鍋倉町・小松原町一丁目～二丁目・浜町一丁目～二丁目・東見初町・東琴芝一丁目～二丁目・西琴芝一丁目～二丁目・北琴芝一丁目～二丁目・東梶返一丁目～四丁目・西梶返一丁目～三丁目・海南町・野原一丁目～二丁目・野中一丁目～五丁目（三丁目のうち旧小字石切場･南切貫、五丁目のうち旧小字荒神の一部を除く）・上野中町・則貞一丁目（旧小字則貞の一部を除く）・則貞二丁目（旧小字〆地の一部・角田の一部・水分の一部・瀬戸の一部・則貞の一部・

行政市	町　名
(宇部市供給区域)	東山を除く）・則貞六丁目（堂ノ後・塩屋後・江口浜を除く）・中村一丁目～三丁目（一丁目のうち川津を除く）・中尾一丁目（八王子・中宗房・中尾を除く）・中尾二丁目（東宗房を除く）・宮地町・沼一丁目～三丁目・大小路一丁目～三丁目（一丁目のうち西林房・下清水・松本を除く）・風呂ヶ迫町・開町一丁目～六丁目（二丁目のうち山下・上高畑、三丁目のうち高畑・金吹・下高畑、四丁目のうち金吹を除く）・常盤台一丁目～二丁目・南小串一丁目～二丁目・島一丁目～三丁目・西小串一丁目～二丁目・下条一丁目～二丁目・琴崎町・東小串一丁目～二丁目・山門一丁目～五丁目・寺の前町・東藤曲一丁目～二丁目・東平原一丁目～二丁目（一丁目のうち5の一部、二丁目のうち6の一部、7～13）・西平原一丁目～二丁目（一丁目のうち2・3の一部、二丁目のうち2～4、8、9の一部、10～13）・上条四丁目のうち4、5の一部・厚南中央三丁目～五丁目・厚南北三丁目のうち23、24 大字沖宇部字沖ノ山の一部 大字中宇部字西山、いか土、維新山、西岩田 大字小串字内唐戸、北蛭子、中条、下条、浜、大炭生、中尾、崩、射場の元、上條、後口田、上人塚笹尾、鎌田、前堀、和田、養子の下、渦田、内浜、沖ノ山の一部、岩河原、焼石、二反田、黒岩、回ヶ浴、福富、大塔、蛭子田 大字上宇部字豊後の迫、鬼松、高田、風呂ヶ浴、堀溝、西山の一部 大字川上の一部
山口県山口市 (山口市大殿地区)	木町･香山町･水の上町･金古曽町･石観音町･道祖町･円政寺町･堂の前町･大市町･古熊一丁目～三丁目･大手町･滝町･上宇野令･天花一丁目～三丁目･上堅小路･下堅小路･円政寺･大殿大路･野田･八幡馬場･後河原･諸願小路･銭湯小路･久保小路･新馬場･中河原
(山口市白石地区)	東山一丁目～二丁目･春日町･亀山町･白石一丁目～三丁目･糸米一丁目～二丁目･中河原町･中央一丁目～五丁目･旭通一丁目～二丁目･本町一丁目～二丁目･道場門前一丁目～二丁目･米屋町･中市町･駅通一丁目～二丁目･惣太夫町･黄金町･鰐石町･緑町･中園町･下宇野令
(山口市湯田地区)	三和町･泉都町･熊野町･荻町･元町･神田町･朝倉町･前町･下市町･湯田温泉一丁目～六丁目･楠木町･泉町･赤妻町･錦町･松美町
(山口市大歳地区)	富田原町･今井町･穂積町･若宮町･周布町･幸町･宝町･葵一丁目～二丁目･矢原町･矢原･朝田
(山口市大内地区)	宮島町･大内御堀･大内矢田･大内長野・大内矢田北一丁目～六丁目・大内矢田南一丁目～八丁目・大内氷上一丁目～七丁目・大内問田一丁目～五丁目・大内小京都・大内姫山台・大内千坊一丁目～六丁目・大内中央一丁目～二丁目
(山口市宮野地区)	三の宮一丁目～二丁目･芝崎町･桜畠一丁目～六丁目･折本一丁目～二丁目･宮野上･宮野下･青葉台･緑ヶ丘･平野一丁目～三丁目･七尾台･江良一丁目～三丁目
(山口市吉敷地区)	維新公園一丁目～六丁目･吉敷佐畑一丁目～六丁目･吉敷赤田一丁目～五丁目･吉敷上東一丁目～三丁目･吉敷中東一丁目～四丁目･吉敷下東一丁目～四丁目・吉敷

行政市	町　名
(山口市平川地区)	平井･吉田･黒川
(山口市小鯖地区)	下小鯖のうち字橋詰、字山花、字五郎兵衛畠、字向畠、字北迫、字黒畠、字垰村、字東山、字上原の一部（中国自動車道より北側）、字猪ノ尻、字大江、字吉田、字御除地、字高土手、字川田、字木落、字目久保、字畠田、字面坊、字石畠、字丸尾、字小笹越、字下萬稔ヶ浴、字萬稔ヶ浴、字九折道、字七曲、字神田越、字大迫、字先山田、字上田、字坂口、字山掛、字鳶ヶ迫、字郷田、字西原、字西山、字黒岩、字畑井太郎、字嶽ノ下、字仮谷、字出合、字中尾、字仮又、字湯掛、字西田、字深田、字藤ノ木、字湯通り、字上金岩、字観音山、字花和里、字寺ノ下、字東、字岡、字相ノ坂、字寺ノ前、字橋ノ上、字宮ノ下、字一卜町田、字濃田、字幼若、字十時、字踊場、字四町田、字折元の一部、字才ノ元の一部、字上遊ヶ原、字下遊ヶ原、字遊ヶ原、字西ノ浴、字山根、字竹ノ内の一部、字竹ノ下の一部、字樋ノ口、字向山、字嶽ヶ山、字昆盧谷、字岡原、字奥岡原、字奥岡原第一、字前岡原、字三本松、字山ノ神、字狼谷口、字峠ノ下、字鯖峠
(山口市小郡地区)	小郡上郷のうち字林崎の一部（国道９号線より北側）
山口県防府市 (防府市松崎地区)	国衙一丁目～五丁目･多々良一丁目～二丁目･惣社町･美和町･緑町一丁目～二丁目･国分寺町･南松崎町･東松崎町･松崎町･上天神町･天神一丁目～二丁目･大字東佐波令
(防府市佐波地区)	栄町一丁目～二丁目･宮市町･迫戸町･戎町一丁目～二丁目･八王子一丁目～二丁目･今市町･本橋町･新橋町･千日一丁目～二丁目･平和町･佐波一丁目～二丁目･泉町･中泉町･開出･古祖原･高倉一丁目～二丁目･開出本町･開出西町
(防府市勝間地区)	警固町一丁目～二丁目･勝間一丁目～三丁目･東三田尻一丁目～二丁目･三田尻一丁目～三丁目･鋳物師町･車塚町･鐘紡町･新築地町
(防府市華浦地区)	寿町･お茶屋町･三田尻本町･自力町･華浦一丁目～二丁目･松原町･岡村町･中央町･駅南町･桑山一丁目～二丁目･石が口一丁目～三丁目･協和町
(防府市新田地区)	桑南一丁目～二丁目･鞠生町･新田一丁目･大字新田
(防府市中関地区)	大字浜方･大字田島
(防府市華城地区)	仁井令町･東仁井令町･清水町･華園町･伊佐江町･西仁井令一丁目～二丁目･華城中央一丁目～二丁目･大字植松･大字伊佐江・大字仁井令
(防府市西浦地区)	大字西浦
(防府市右田地区)	自由ヶ丘一丁目～四丁目･大字下右田･大字高井･大字大崎

行政市	町　名
(防府市牟礼地区)	中西･牟礼柳･牟礼今宿一丁目のうち９～14･酢貝･岩畠一丁目～三丁目･岸津二丁目のうち２、27～33・敷山町のうち１の一部、12 の一部、13～19、20 の一部、21～42 大字牟礼のうち字二ノ光安、国木、石橋、鋤先、野田、遠免、二ノ遠免、三ノ遠免、砂子田、二ノ砂子田、三ノ砂子田、東山田、二ノ東山田、三ノ東山田、四ノ東山田、三ノ長命、築地、二ノ築地、三ノ築地、四ノ築地、五ノ築地、六ノ築地、七ノ築地、八ノ築地、山門、二ノ山門、三ノ山門、四ノ山門、五ノ山門、六ノ山門、山ノ口、針ノ木、突分、薄草、二ノ薄草、クリ之上、中原、貸草、正見、石垣、上石垣、米光、上米光、三東林庵、万願寺、末清、善陽、石田、東林庵、平太原、山畠、宮ノ上、宮ノ下、西河内、上西河内、別当、兼光、蕃助、三行司、菰原、光永、米次田、友次、膳夫、重政、来光寺、一ノ所屋、二ノ所屋、三ノ所屋、上安信、中安信、下安信、高橋、二ノ高橋、三ノ高橋、四ノ高橋、五ノ高橋、乗澤、二ノ乗澤、三ノ乗澤、伊堀、二大河内、上所屋、下所屋、打田、細工所、馬臺、法金庵、坂本、東原、新長尾、大光寺原、上り岩、法事原、新山、牛飼原、平左原、山野、栗町、越前、瀬戸、門前 大字江泊のうち字丁田、台、石唐音、猿田、安弘、水谷、小路、今宮、市北、宮ノ前、西塩屋、沖田、砂走、中曽根、地蔵堂、市頭、市南、市後、望月、清水川、長溝、船頭田、氏ノ元、的場、木部社、柧岩、向畑
山口県周南市 (周南市周陽地区)	城ヶ丘一丁目～五丁目･桜木一丁目～三丁目･平原町･上馬屋･下馬屋･孝田町･周陽一丁目～三丁目･花陽一丁目～二丁目･瀬戸見町･江の宮町･大河内･秋月一丁目～四丁目･大内町･扇町･楠木一丁目～二丁目
(周南市遠石地区)	横浜町･五月町･遠石一丁目～三丁目･青山町･桜ヶ迫･若草町･上遠石町･松保町･速玉町･東山町･慶万町･河東町･新宮町･宮前町･由加町
(周南市岐山地区)	泉原町･清水町･東辻･西辻･辻町･公園区･新堀･鐘楼町･三田川･岐南町･西金剛山･東金剛山･東一ノ井手･西一ノ井手･上一ノ井手･高尾団地･下一ノ井手･土越･中金剛山
(周南市関門地区)	舞車町･上御弓丁･一番丁･二番町一丁目～三丁目･二番町区外･三番町一丁目～三丁目･毛利町一丁目～三丁目･児玉町一丁目～三丁目･岐山通一丁目～三丁目･弥生町一丁目～三丁目･梅園町一丁目～三丁目･代々木通一丁目～二丁目･花畠町
(周南市中央地区)	川端町一丁目～二丁目･昭和通一丁目～二丁目･橋本町一丁目～二丁目･柳町･糀町一丁目～二丁目･飯島町一丁目～二丁目･平和通一丁目～二丁目･桜馬場通一丁目～三丁目･若宮町一丁目～二丁目･新町一丁目～二丁目･銀南街･銀座一丁目～二丁目･みなみ銀座一丁目～二丁目･御幸通一丁目～二丁目･有楽町･本町一丁目～二丁目･栄町一丁目～二丁目・住崎町･徳山港町･築港町･千代田町･那智町･晴海町

行政市	町　名
(周南市今宿地区)	新宿通一丁目～六丁目・戎町一丁目～三丁目・野上町一丁目～二丁目・都町一丁目～三丁目・相生町一丁目～三丁目・初音町一丁目～三丁目・沖見町一丁目～三丁目・入船町・権現町・西松原一丁目～四丁目・新地一丁目～三丁目・新地・南浦山町・江口一丁目～三丁目・今宿町一丁目～四丁目・緑町一丁目～三丁目・月丘町一丁目～四丁目・原宿町・今住町・住吉町・岡田町・御山町・卯の手・御影町・蓮ヶ浴一丁目～二丁目・東北山一丁目～二丁目・北山一丁目～二丁目・浦山一丁目～二丁目
(周南市久米地区)	老郷地上・老郷地下・ひばりヶ丘・坂本東・坂本西・政所・秋本・西久米・末広町・旭・下須川・清水・中通り・丘の道・久米市上・久米市下・旭ヶ丘(ただし簡易ガス事業の山口県営旭ヶ丘アパートを除く)・和田・西光寺・蔵光・寺下一～二・平井・田中・院内・大迫田・学園台
(周南市櫛ヶ浜地区)	元町・西浜町・西浦町・西磯町・西本町・中磯町・大工町・東磯町・東浦町・南浜・中町・本町・西塩田・東本町一～三・弁天町・堀川・栗南・奈切・華西町(大踏、小踏、栗屋)・鼓ヶ丘・峠・荒神・櫛ヶ浜浴・栗屋浴・塩田・旭町・開作南・開作北・暁町・二葉屋開作・栗屋・鼓海一丁目～三丁目
(周南市菊川地区)	見明・片田・天保田
(周南市富田地区)	川崎一丁目～三丁目・土井一丁目～二丁目・政所一丁目～四丁目・桶川町・清水一丁目～二丁目・古川町・川手一丁目～二丁目・西千代田町・野村一丁目～三丁目・椎木町・道源町・三笹町・温田一丁目～二丁目・富田一丁目～二丁目・日地町・平野一丁目～二丁目・浜田一丁目・丸山町・港町・坂根町・河内町・新堤町・大神一丁目～五丁目・宮の前一丁目～二丁目・中央町・古市一丁目～二丁目・古泉一丁目～三丁目・花園町・渚町・野村南町・開成町・小川屋町・大字富田(竹島町を除く)
(周南市福川地区)	長田町・福川一丁目～三丁目・皿山町・社地町・福川中市町・上迫町・本陣町・若山一丁目～二丁目・御姫町・新地町・西桝町・新田一丁目～二丁目・かせ河原町・中畷町・室尾一丁目～二丁目・福川南町・大字福川のうち、字東室、字西室、字猪ノ子ケ浴、字飛ケ浴・羽島一丁目～三丁目
山口県下松市 (下松市本庁地区)	栄町一丁目～三丁目・北斗町・古川町一丁目～四丁目・青柳一丁目～二丁目・琴平一丁目～二丁目・東海岸通り・旗岡一丁目～五丁目・中央町・西柳一丁目～二丁目・東柳一丁目～二丁目・大手町一丁目～三丁目・桜町一丁目～三丁目・楠木町一丁目～二丁目・昭和町一丁目～二丁目・若宮町・中市一丁目～二丁目・駅南一丁目～二丁目・新川一丁目～四丁目・大字東豊井・大字西豊井
(下松市久保地区)	東陽一丁目～七丁目・葉山一丁目～二丁目・星が丘一丁目～三丁目・大字河内(ただし簡易ガス事業の雇用促進住宅河内第二宿舎を除く)・大字山田のうち字山添、西松口、東松口、イノ木迫、切掛、割石、神田、ソゴ石、沢その１～３、切ヶ迫、寺ヶ迫、四郎丸、北河内、河内、東河内、田中その１～２、天王、見口、越峠、コイジ、上久保、久保、前田、セリ原、上竹但、万福寺、五反田、南ヶ浴、平畑、池ノ尻・

行政市	町　名
（下松市久保地区）	大字切山のうち字芋迫、中長尾、妙ヶ迫、長尾、大西、鳴滝、梅木本、屋祢内、下桂坊、二ノセ、松ノ前、松ノ前その１、帯田、森ヶ後、柵ヶ迫、茄子ヶ浴、蓮ヶ迫、栗ヶ迫、西河内、井手ノ上、観音堂、氏ノ本、土井、妹背、屋根ノ内
（下松市花岡地区）	生野屋一丁目～五丁目・生野屋西一丁目～四丁目・生野屋南一丁目～三丁目・南花岡一丁目～七丁目・大字末武上・大字生野屋
（下松市末武地区）	大字平田・大字末武中・大字末武下・藤光町一丁目～二丁目・美里町一丁目～四丁目・望町一丁目～五丁目・清瀬町一丁目～四丁目・瑞穂町一丁目～四丁目・潮音町一丁目～八丁目
山口県光市 （光市光井地区）	高畑・光井一丁目～九丁目・中央一丁目～六丁目（ただし光井一丁目及び光井三丁目のうち旧大字室積を除く）・大字光井（山口県道22 号光柳井線以南かつ市道戸仲森ケ峠線以西かつ市道戸仲中央幹線以西）
（光市島田地区）	島田一丁目～七丁目・大字島田（国道188 号線以南）
（光市浅江地区）	荒神・協和町・宮ノ下・宮ノ下町・西河内・宝町・丸山町・和田町・木園・木園一丁目・花園一丁目～二丁目・浅江一丁目～七丁目・虹ヶ浜一丁目～三丁目・中村町・栄上・栄下・上ヶ原・上ヶ原住宅・縣山・虹ヶ丘一丁目～七丁目・光ケ丘

（別表第２）本支管工事費の当社の負担額

（１）ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター１個につき当社の負担する金額
2.5 立方メートル毎時以下	１７７，５００円
4 立方メートル毎時	２８４，０００円
6 立方メートル毎時	４２６，０００円
10 立方メートル毎時	７１０，０００円
16 立方メートル毎時	１，１３６，０００円
25 立方メートル毎時	１，７７５，０００円
40 立方メートル毎時	２，８４０，０００円
65 立方メートル毎時	４，６１５，０００円
100 立方メートル毎時	７，１００，０００円

（２）（１）以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力１立方メートル毎時につき７１，０００円の割合で計算した金額といたします。

（３）３３（３）の規定に基づく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、（１）又は（２）により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

＜係数＞

最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合・・・・ ２

最高圧力が 0.3 メガパスカル以上１メガパスカル未満の場合・・・・・ ４

（別表第３）本支管及び整圧器

	口　　径
本 支 管	３０mm ３２mm ５０mm ７５mm ８０mm １００mm １５０mm ２００mm ２５０mm ３００mm ３５０mm ４００mm ただし、最高使用圧力が０．１メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径８０㎜以上といたします。
整 圧 器	２０mm ２５mm ３２mm ４０mm ５０mm ８０mm １００mm １５０mm ２００mm

（別表第４）ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

１．速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times （100 - A）}{100}$$

２．遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times （100 + A）}{100}$$

（備　考）

Ｖ は、１８(９)の規定により算定する使用量

V_1は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

Ａ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

（別表第５）最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

（備　考）

Ｖ は、１８(１２)の規定により算定する使用量

Ｐ は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V_1は、ガスメーターの検針量

（別表第６）適用する料金表

１．適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから２５立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が２５立方メートルを超え、１００立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が１００立方メートルを超え、２５０立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｄ　使用量が２５０立方メートルを超える場合に適用いたします。

２．税抜料金の算定方法

（１）税抜料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は２３の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（２）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3．料金表A

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1，008．72円（税込）
	934　　円（税抜）

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	319．7340円（税込）
	296．05　円（税抜）

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金（税抜）をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4．料金表B

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2，306．88円（税込）
	2，136　　円（税抜）

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	267．8400円（税込）
	248．00　円（税抜）

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金（税抜）をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5．料金表C

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2，546．64円（税込）
	2，358　　円（税抜）

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	265．4424円（税込）
	245．78　円（税抜）

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金（税抜）をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6．料金表D

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3，061．80円（税込）
	2，835　　円（税抜）

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	263．3796円（税込）
	243．87　　円（税抜）

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金（税抜）をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（別表第7）税抜料金の日割計算（1）

税抜料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C又は料金表Dの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

（1）日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜）×日割計算日数／30

（備　考）

① 基本料金（税抜）は、別表第6の料金表における基本料金（税抜）

② 日割計算日数は、料金算定期間の日数

③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

（2）従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金（税抜）又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

（別表第8）税抜料金の日割計算（2）

税抜料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C又は料金表Dの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

（1）日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜）×（30－供給中止期間の日数）／30

（備　考）

① 基本料金（税抜）は、別表第6の料金表における基本料金（税抜）

② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30

③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

（2）従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金（税抜）又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

（別表第９）標準熱量より２パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D=\frac{F\times(C-A)}{C}$$

（備　考）

Ｄ＝　２４(３)の規定により算定する金額

Ｆ＝　２２の規定により算定した従量料金

Ｃ＝　３３(２)に規定する標準熱量

Ａ＝　ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

（別表第１０）燃焼速度・ウォッベ指数

（１）燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の算式によって得られる数値をいいます。

［算　式］ＭＣＰ＝Σ（ＳｉfiＡｉ）／Σ（ｆｉＡｉ）×（１－Ｋ）

ＭＣＰは、燃焼速度

Ｓｉは、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

ｆｉは、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

Ａｉは、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

Ｋ　は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K=\frac{\Sigma Ai}{\Sigma(\alpha iAi)}\left\{\frac{2.5CO_2+N_2-3.77O_2}{100-4.77O_2}+\left(\frac{N_2-3.77O_2}{100-4.77O_2}\right)2\right\}$$

αｉは、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭　素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
Ｓｉ	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
ｆｉ	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
αｉ	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

（２）ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

［算　式］　ＷＩ　＝　Ｈ　／　√ａ

ＷＩ　＝　ウォッベ指数

ａ　　＝　ガスの空気に対する比重

Ｈ　　＝　ガスの熱量（メガジュール）

（３）燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガス　グループ	ウォッベ指数（ＷＩ）		燃焼速度（ＭＣＰ）	
		最小値	最大値	最小値	最大値
１３Ａ	１３Ａ	52.7	57.8	35	47